

【介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について】

社会福祉法人 緑風福祉会

見える化要件とは・・・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件として、算定状況や賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容について、ホームページ等において外部から見える形で公表しなければならないことになっています。

①介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算の算定状況（令和5年度より）

	事業所名	サービス名	処遇改善加算	特定処遇改善加算
1	だて緑風園	介護老人福祉施設	I	I
2		短期入所生活介護	I	I
3	桑折緑風園	特定施設入居者生活介護	I	I
4	24時間訪問介護看護 ステーション花桃館	定期巡回・随時対応 型訪問介護看護	I	I

②賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

区分	内容	実施事項
入職促進に向けた取組	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築	資格取得の支援をしており、費用の補助だけではなく、スクリーニング等も勤務扱いにすることで、本人の負担を軽減し、働きながらであっても無理なく取得できるような体制になっている。無資格で入職しても資格がとりやすい環境であるため、採用時に資格があるかどうかあまりこだわっていない。

<p>資質の向上やキャリアアップに向けた支援</p>	<p>エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入</p>	<p>正規職員での採用時には、基本3ヶ月間の指導期間を設け、指導担当職員からマンツーマン指導を受けることができる。仮に3ヶ月でマスターできなくても、指導期間の延長によって個人の能力にあわせたフォローアップを行なっている。</p>
<p>両立支援・多様な働き方の推進</p>	<p>有給休暇が取得しやすい環境の整備</p>	<p>有給休暇平均取得率70%以上を目標にしており、取得しやすい労働環境の醸成に努めている。</p>
<p>腰痛を含む心身の健康管理</p>	<p>短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施</p> <p>事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備</p>	<p>非常勤を含めたすべての職員を対象に健康診断を実施している。腰椎検査は介護職員以外に希望者にも年1回実施。職員の休憩室もあり。</p> <p>事故対応マニュアルを作成しており、それに沿った対応をしている。</p>
<p>生産性向上のための業務改善の取組</p>	<p>タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減</p> <p>高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化</p>	<p>介護職員および看護職員は常時インカムを使用しており、時間短縮および業務の効率化を図っている。</p> <p>リネン交換および居室、施設内の清掃については、高齢者を雇用しており、役割分担することで介護職員の身体的な負担軽減を図っている。</p>

やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	各事業所でミーティングを行っており、利用者一人ひとりの状況の把握、支援のあり方について話し合いを行なっている。
--------------	---	---

令和5年4月1日